政　令

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十六号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第五十五条、第五十六条第一項、第五十七条第一項、第五十七条の二第一項、第六十五条第一項、第六十六条第二項及び第百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二十三号中「製造する作業」の下に「若しくは第十六条第一項第四号イからハまでに掲げる石綿で同号の厚生労働省令で定めるもの若しくはこれらの石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「石綿分析用試料等」という。）を製造する作業」を加える。

第十六条第一項第四号を次のように改める。

四　石綿（次に掲げる物で厚生労働省令で定めるものを除く。）

イ　石綿の分析のための試料の用に供される石綿

ロ　石綿の使用状況の調査に関する知識又は技能の習得のための教育の用に供される石綿

ハ　イ又はロに掲げる物の原料又は材料として使用される石綿

第十七条中「第一類物質」の下に「及び石綿分析用試料等」を加える。

第二十一条第七号中「製造する屋内作業場」の下に「若しくは石綿分析用試料等を製造する屋内作業場」を加える。

第二十二条第一項第三号中「試験研究のための製造」の下に「若しくは石綿分析用試料等の製造」を加える。

別表第九第三十九号の次に次の一号を加える。

三十九の二　石綿（第十六条第一項第四号イからハまでに掲げる物で同号の厚生労働省令で定めるものに限る。）

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年六月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

3　労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項及び第二項中「もの（」の下に「労働安全衛生法施行令第六条第二十三号に規定する石綿分析用試料等を除く。」を加え、同条第三項を削る。

厚生労働大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　安倍　晋三

告　示

○外務省告示第百二十七号

アフガニスタン・イスラム共和国政府は、「千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され並びに千九百二十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」の加入書を平成三十年三月二日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成三十年六月二日にアフガニスタン・イスラム共和国について効力を生ずる。

（平成三十年三月二日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成三十年四月六日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百二十八号

平成三十年三月六日にビシュケクで、キルギス共和国における薬物管理支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　薬物管理支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億千百万円

3　署名者

日　本　側　山村嘉宏在キルギス大使

国際連合側　アシータ・ミッタル国際連合薬物犯罪事務所中央アジア地域事務所地域代表

平成三十年四月六日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百二十九号

平成三十年三月六日にビシュケクで、キルギス共和国における母子保健強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　母子保健強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億九千二百万円

3　署名者

日　本　側　山村嘉宏在キルギス大使

国際連合児童基金側　李尾雪絵在キルギス事務所代表

平成三十年四月六日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百三十号

平成三十年三月十六日にナイロビで、ケニア共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がケニア共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億円

3　署名者

日　本　側　植澤利次在ケニア大使

ケニア側　ヘンリー・K・ロティッチ財務・計画長官

平成三十年四月六日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百三十一号

昭和五十年一月十四日にニューヨークで署名のために開放された「宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約」の締約国につき、平成三十年二月一日現在で、次のとおり追加があった（平成二十二年十月十二日外務省告示第四百三十六号よりの追加）。

締　約　国	批准書の寄託日	当該締約国についての発効日
ニカラグア共和国	平成二十九年七月十一日	平成二十九年七月十一日

締　約　国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
アラブ首長国連邦	平成十二年十一月七日	平成十二年十一月七日
カザフスタン共和国	平成十三年一月十一日	平成十三年一月十一日
コスタリカ共和国	平成二十二年十月十四日	平成二十二年十月十四日
南アフリカ共和国	平成二十四年一月二十七日	平成二十四年一月二十七日
カタール国	平成二十四年三月十四日	平成二十四年三月十四日
サウジアラビア王国	平成二十四年七月十八日	平成二十四年七月十八日
モロッコ王国	平成二十四年九月十九日	平成二十四年九月十九日
リトアニア共和国	平成二十五年三月八日	平成二十五年三月八日
コロンビア共和国	平成二十六年一月十日	平成二十六年一月十日
クウェート国	平成二十六年四月二十八日	平成二十六年四月二十八日